

平成30年度 第3回全国健康保険協会静岡支部評議会議事録

開催日時：平成30年10月31日（水） 10：00～11：20

開催場所：全国健康保険協会静岡支部会議室

出席者：【評議員】足立評議員、新野評議員、竹田評議員、藤本評議員、
牧田評議員、森評議員、森藤評議員（五十音順）

- 議 事：1. 平成31年度保険料率について
2. 健康保険制度の見直しに係る国への要望について
3. 健康経営・健康宣言直近の動向について
4. その他

○議事の経過

1. 平成31年度保険料率について

資料1に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

今後10年間のシミュレーションを、賃金上昇率が低成長×0.5、0.6%、0%で出してしているが、この根拠は何か。

（事務局）

高位、中位、低位のパターンであります。高位が低成長×0.5であり、低成長ケースは政府の将来見通しで内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」のほか、厚労省の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」にも用いられます。そこへ0.5をかけたもので、それでも十分に試算としては高いです。中位の0.6%は平均標準報酬月額の前年伸び率における過去5年間の平均、低位は全く上昇しない想定で0%という位置づけです。

〈評議員〉

賃金上昇率としてみた場合、低すぎるのではないかと思うがいかがか。

（事務局）

過去にバブル崩壊やリーマンショックなど、いくつかの節目がありましたが、

当時は比較的楽観的なシミュレーションで運営していたところ、その後思ったほど賃金が伸びない状況が続きました。その経験から現在は手堅い試算を行うようになっています。

〈評議員〉

シミュレーションにおいて、医療費の伸びはどのように考えているのか。

（事務局）

2018 年度、2019 年度については協会けんぽの実績から、また 2020 年度以降は 2015 年度から 2017 年度の 3 年平均における年齢階級別の医療費の伸びの平均から算出しています。

〈評議員〉

今回、10 年間のシミュレーションということであるが、保険料率 10%でも将来的には 1 を割り込むことが想定される。10 年を超えた見通しとしてはいかがか。

（事務局）

10 年経過以降は様々な要素が変動し難しい部分もありますが、高齢者の人口がピークとなる 2040 年には、協会けんぽの平均保険料率は 12%になるとの推計も出ています。

〈議長〉

年金のシミュレーションも当初は楽観的な見通しだったが、厳しい現状を受けて現在は医療保険と同様に堅実なシミュレーションにシフトしている。

社会保障は、10 年を経過すると人口動態も変わり推計が難しい部分もあると思う。

〈評議員〉

黒字の時には、保険料率を下げるというのも一つの考え方だとは思いますが、私としては中長期的な視点から現状維持が妥当と考える。

〈議長〉

保険料率については、中長期的な視点から 10%維持でいかがか。

一同異議なしのご発声

〈議長〉

激変緩和については、当支部としては早期に解消されたいという意向も過去にはあったが、計画的に解消してきているところであり、残り 2 年という点からもこれまで通り 1.4 ずつの解消でいかがか。

異議なしのご発声

〈議長〉

変更時期については、例年通り事業所の混乱を来さないよう 4 月納付分（3 月分）からの変更でいかがか。

異議なしのご発声

〈議長〉

事務局においては、以上を静岡支部評議会の意見として本部へ提出をお願いしたい。

2. 健康保険制度に係る国への要望について

資料 2 に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

任意継続制度の廃止についてだが、保険料は国保が安いから制度の必要がないということか。

（事務局）

保険料は、市町の財政状況により様々です。ただ、国保税は前年度の市民税から算出を行うため退職直後は就労時の収入で算出され、総じて任意継続の保険料より高くなるケースが多いです。翌年度には、退職後の収入で算出されるため国保税の方が安くなる方が出てきますが、滞納し喪失して国保へ入り直すケースが多くなっています。

〈評議員〉

滞納喪失など問題はあると思うが、加入者の負担が軽減されているのであれば、廃止するにしても段階的に行っていただきたい。

〈評議員〉

外国人の医療保険の不適切利用に対する具体的対策はいかがか。是非厳しく行っていただきたい。

(事務局)

扶養認定については、例えば仕送り実態についても金融機関でのやり取りが確認できるものを添付するなど、年金機構において審査を厳しくおこなっています。

海外療養費は、健康保険では昭和 56 年 3 月に制度が施行されましたが、当初は邦人が海外で医療を受ける場合を想定していた。現在は、むしろ外国籍の方が家族を母国に残しながら本人が就労し、その家族分の医療費を海外療養費で支給するようになっており、制度の施行当初と全く様相が異なっています。そこを厳格化しよう、国へ要望していく主旨であります。

〈評議員〉

出産手当金の見直しは協会けんぽとしての立場は理解できるが、少子高齢化対策としてみた場合、手厚い施策が求められている現状もある。やはり財政的に圧迫要因となるのか。

(事務局)

出産手当金は女性被保険者の休業補償の性格ではありますが、その資格取得の時期など不正な案件があることも事実であり、そこを適正化していくという主旨です。

〈評議員〉

国保には、就労者であっても休業補償の給付制度は存在しない。制度間の手厚さが異なり、その均衡が課題なのではないか。

〈議長〉

国保は無職の加入者も抱えており、出産期間の補償という観点からはその対象が難しいのかもしれない。

3. 健康経営・健康宣言直近の動向について

資料 3 に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

事業主として 20 回ほど自社の会社説明会に出席し、学生からの質問に答えている中で、健康経営と働き方改革についての質問は本当に多くなってきた。当社は健康経営に取り組んでいることをホームページでも発信しているが、健康経営に関する質問の多さや頻度が、学生側からの評価を如実に表わしていると感じる。

皆様の保険料でこのように良い事業を積極的に行っているのだということを、より事業主へ発信していただくと良いと思う。

〈議長〉

ゼミの学生も働きやすさを重視している。例えば、以前であれば金融機関の本体に就職を望んでいた学生が多かったが、長く働くことを意識して最初からそのグループ子会社を目指す事例も多くなっている。

〈評議員〉

皆さんが仰るように、働き方と健康面を大切にしている学生が多い。

良い取組であると思うので、一層企業へのアピールとして発信していただきたい。

〈評議員〉

非常によい取組だと思う。学生にとって、協会けんぽと接する初めての機会になると思うが知らない学生も多いと思うので、協会けんぽの P R も併せて行えば良いのではないかな。

(事務局)

健康経営とリクルートという視点に着眼し、協会けんぽが間に入ることで企業と学生を結ぶこの取組は全国初として展開しており、まさに試金石といえます。せっかく多くの学生と触れる機会でもあるので、協会けんぽの P R もしながら進めて参りたいと考えています。

以上